

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第97号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年10月24日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇の県車両に伴う事故修理費等の領収書及び伺い報告書含む（平成27年度から現在まで）管財課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年11月7日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「公開請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年11月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年4月27日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。））に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本来あるべき書類（事故修理した領収書）を出せ。

2 審査請求の理由

県は、調停裁判する中で、事故修理費を請求している為、あるべき書類である。審査会で可笑しい拒否決定「事故から丸3年立つ中で」修理等をせずに公用車を使用しているのは可笑しい。と申し立てます。

又、H〇.〇月〇日県土整備部〇〇 次長回答は運行に支障がない為と回答する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成30年10月24日付けで審査請求人から出された「〇〇〇〇の県車両に伴う事故修理費等の領収書及び伺い報告書含む（平成27年度から現在まで）」の公文書公開請求に対し、実施機関は、本件請求において審査請求人が開示を求めている公文書は、平成〇年〇月〇日に発生した県有車両と審査請求人運転の車両との接触事故により損傷した箇所の修理に要した経費に関する領収書及び伺い報告書のことであると特定した上で、当該公文書については、現に作成し、又は取得していないため、本件処分を行ったものである。
- (2) 当該事故により、左後部ドア前部から左後部フェンダーにかけて損傷したが、当該事故の過失割合等について審査請求人との合意に至らず、公用車の当該事故による損傷箇所の修理は行っていない。
- (3) 審査請求人は、「調停及び裁判をする中で、事故修理費を請求しているため、あるべき書類である」と独自に判断して審査請求を行ったものであるが、調停及び裁判においては、見積書を基に損害賠償請求を行ったものであり、実施機関はこの件に関する文書を作成し、又は取得もしていない。
- (4) 以上により、実施機関は、本件請求に係る公文書を保有しておらず、文書が不存在であるため、条例第7条第2号の規定により、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和3年4月27日	諮問
令和6年9月26日 第3部会（第12回）	審議
同年 10月28日 第3部会（第13回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 当該公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を平成〇年〇月〇日に発生した県有車両と審査請求人運転の車両との接触事故により損傷した箇所の修理に要した経費に関する領収書及び伺い報告書と特定して本件処分を行っている。

審査請求人は、「本来あるべき書類（事故修理した領収書）を出せ。県は、調停裁

判する中で、事故修理費を請求しているため、あるべき書類である」と主張しているが、実施機関は審査請求人が主張する書類を作成し、又は取得もしていないと説明しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、審査請求人が主張している「本来あるべき書類（事故修理した領収書）」について、当該事故により、左後部ドア前部から左後部フェンダーにかけて損傷したが、当該事故の過失割合等について審査請求人と合意に至らなかったため、公用車の当該事故による損傷箇所の修理は行っておらず、調停及び裁判においては、見積書を基に損害賠償請求を行ったとのことである。

一般に、事故による車の修理は、車の所有者が修理をするか否かを判断することができ、例え裁判等により見積書に基づき修理費を請求していた場合であっても同様であると考えられる。

以上により、本件公文書を作成し、又は取得もしていないとする実施機関の説明に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	